

調費等活相談

賢い消費者になりましょう!

便利そうだけど、いざ使ってみると手に余る?

~シニア世代のスマートフォン契約~

【事例】

友人がスマホを使ってインターネット検索を 楽しんでいる姿を見て、自分もスマホが欲しく なり携帯電話店に行った。

店で商品の説明を受けたが、あまり理解ができず、考え込んでいた。すると店員に「使っていれば慣れますよ」と言われ、そのまま契約した。

しかし、帰宅後にいろいろと操作したものの、 やっぱり自分には無理だと思った。翌日、店に 出向き解約したいと言ったが「確認書に署名し ているのでできない」と言われた。使えないス マホを返したい。

相談はこちらへ...

役場消費生活センター (町民課内)
「EL 0796・36・1941 (直通)
たじま消費者ホットライン
「EL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守リ

【ひとことアドバイス】

- ◆電気通信事業法の改正で①電波状況が悪い② 販売者の説明不足③契約書面の不交付、①~ ③のうちひとつでも当てはまれば、「8日以 内のキャンセル」が可能になりました。
- ◆改正を受けて店では説明が理解できたかどう か確認するために、不明な点がない場合は「確 認書」に署名することが求められています。
- ◆事業者側の問題点は、消費者が理解できていないことが予測できたにも関わらず、店員が、 「確認書」に署名させたことです。
- ◆消費者側の問題点は、説明が理解できていないのに「わからない」と店員に告げす、「確認書」に署名したことです。
- ◆私たち消費者も、背伸びをし過ぎず、自分に 合った商品選びをし、理解できなければ「わ からない」と告げる勇気を持ちましょう。